

「消費者基本計画」の検証・評価（平成24年度）及び計画
の見直しについての意見書

2013年（平成25年）5月9日

日本弁護士連合会

当連合会は、2013年3月13日に「『消費者基本計画』の検証・評価（平成24年度）及び計画の見直しに向けての意見書」を公表しているが、これは、消費者基本計画に記載されている諸施策について、従来、当連合会が公表してきた意見書に基づいて、その範囲内で意見を提出したものである。

本意見書は、政府が予定している「消費者基本計画」の検証・評価（平成24年度）及び計画の見直しに対して、これまで当連合会が意見として表明してこなかった事項についても含めて検討し、以下のとおり意見を表明するものである。

1 事故情報の公表・報告（施策番号4，12）

消費者事故等の未然防止及び拡大防止、さらには発生した被害の救済に向け、誤使用又は重大ではない事故と判断された情報、ヒヤリハット情報あるいはインシデント情報についても収集する範囲の一層の拡大・強化を図るとともに、収集された消費者事故等に関する詳細情報につき、関係機関との共有のみならず、国民の共有財産として消費者に公表・公開する範囲を一層拡大すべきである。

2 事故情報の分析（施策番号5・6）

消費者庁が収集する事故情報に関し、適切な公表基準を策定するなどして、広く消費者に十分かつタイムリーな情報提供がなされるよう、情報提供方法の向上を図るべきである。

3 事故調査の体制（施策番号13-2，13-2-2）

消費者事故等の情報件数の増大に幅広く対応可能となるよう、情報点検チームの体制の一層の充実・強化を図るべきである。

4 昇降機事故（施策番号15）

エレベーター事故やエスカレーター事故が多発していることを踏まえ、事故原因の徹底した究明を早急に行うとともに、同種事故の再発防止に向けた取組を迅速・適切に行うべきである。

5 新たなJAS規格の導入検討についての記載（施策番号28）

新たなJAS規格の導入は、産業振興目的であるので、「消費者基本計画」として取り上げるべきではない。

6 期限表示の徹底，合理的根拠の明確化（施策番号74）

2011年9月から2012年8月にかけて食品表示一元化検討会が食品表示の在り方について検討したが、期限表示の徹底や合理的根拠の明確化については、特に議論されていない。これらについては、表示基準の細則として、明確にすべきである。

7 健康食品に対する消費者への情報提供（施策番号77）

消費者の健康食品に対する理解は全く不十分であり、そのため、本来必要な医療機会を失わせたり、薬との併用による健康被害の発生といった安全に関する問題や送りつけ商法に利用されるなどの取引被害の問題等が生じている。そこで、これらの被害に対処するべく、消費者に対する適切な情報提供の対策を検討するとともに、健康食品販売に関する広告の適正化についての対策も併せて検討すべきである。

8 既存建物の耐震基準適合に向けた対応（施策番号なし）

安全な住宅に居住する権利を確保するため、住宅安全基本法（仮称）の制定を検討すべきである。

また、大地震の発生が懸念される今日、現行法の耐震基準を満たしていない建築物（既存不適格建築物）を解消するために、1981年6月1日施行の新耐震基準に準拠していない建築物の所有者に対し、耐震診断受診義務及び一定期間内の改修ないし除却義務を課すとともに、これらの費用について国ないし地方自治体が相応の負担を検討すべきである。

9 リフォーム工事（施策番号55，56）

リフォームを含む全ての建設業を要許可制にし、営業保証金ないし強制保険の制度の導入を検討すべきである。

10 家賃債務保証（施策番号53）

賃借人の居住の安定確保のため、家賃等弁済情報提供事業の禁止を含む家賃債

務保証業等の業務の適正化を図るため早期の立法を実現すべきである。

1 1 悪質商法対策（施策番号 4 1）

「高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行」を行うとする点について、

- (1) 実施については、CO2 排出権に関する行政処分事例が存するものの、被害件数が多数に上ることからすれば、まだ法執行が不十分である。
- (2) 執行のみならず、高齢者などを狙った悪質商法対策という観点では、そもそも、特商法の適用対象を拡大させる改正も必要である。

【参照】

- ・ 特定商取引に関する法律の執行強化及び同法適用除外取引類型における被害への対応について（要請）（2011年7月29日）
- ・ 特定商取引に関する法律の適用対象の拡大を求める意見書（2012年5月1日）

1 2 預託商法（施策番号 4 1 - 3）

預託商法による被害を予防するために、特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則の改正に留まることなく、以下のような法改正及び法制度の整備をすべきである。

- (1) 和牛預託商法などの預託商法被害を効果的に防止するため、特定商品等の預託等取引契約に関する法律を、次のように改正すべきである。

適用対象について、政令指定商品制を廃止するとともに、次のような要件による「預託利益誘引販売取引」とする。

ア 商品・役務・権利等を預託することにより財産上の利益を収受し得ることをもって誘引し、

イ 当該預託に係る商品・権利の購入代金、役務の対価等の負担を伴う、

ウ 当該商品・権利の販売又は役務の提供の取引。

規制内容について、次の規定を追加する。

ア 広告について、法定記載事項の表示義務及び誇大広告の禁止。

イ 不招請勧誘の禁止。

ウ 毎年度の業務・財務状況報告書を契約者に交付する義務。

会計監査人監査による監査の義務付け及び預託取引の特性を踏まえた公正妥当と認められる企業会計基準の利用義務。

エ 預託商品の存在及び権利関係並びに事業者の業務・財産状況による元本

欠損のおそれに関する説明義務の導入。不実の告知・不告知による契約につき契約取消権を付与。将来の利益提供条件が不確定な契約における断定的判断の提供の禁止。

オ 預託商品等の分離保管義務の導入。

カ 預託商品等の存在及び預託利益收受の広告・説明・契約条件につき、合理的根拠資料の提出要求権を導入。

キ 都道府県に行政規制権限を委任。

主務庁による破産申立権限を導入する。

(2) 「預託利益誘引販売取引」に該当する取引のうち、契約者ごとの預託商品の権利の特定がない場合は金融商品取引法の「集団投資スキーム」の定義にも該当し、その適用を妨げないことを規定すべきである。併せて、一定の政令指定商品に関する「預託利益誘引販売取引」を行う特定事業者については、事業者に対する許認可・登録制を含む継続的な監督制度を伴う法制度を併存的に整備すべきである。

【参照】

・ 預託商法被害と特定商品等の預託等取引契約に関する法律の改正の在り方に関する意見書（2013年3月14日）

1.3 訪問買取に関する法規制（施策番号44-2）

すでに法改正がなされたが、これにより具体的な被害がなくなるのか、貴金属以外についても、適用除外とされたものや、クーリング・オフ後の対象物品の現実的回復がなされているかなどにつき、引き続き検証が必要である。

1.4 金融商品取引法の執行、破産申立て（施策番号48）

2010年4月以降、55社に対し、51件の業務改善命令、29件の業務停止命令、23件の登録取消し、5件の資産の国内保有命令を発出しており、一定の処分を行ってはいないものの、これらは氷山の一角に過ぎず、多くの処分は、被害が拡大した後に行われたものであることからすると、さらに情報収集に努め、被害が拡大する前に適切に処分することが強く求められる。

また、破産手続開始申立てについては、2008年に金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第490条第1項及び第495条第1項に基づき、日本ファースト証券株式会社に対して行われたが、破産手続開始の原因となる事実がある場合、金融商品取引業者全般に対し、当局による破産手続開始の申立てを可能にする権限が2010年5月の法改正により認められたものの、改正法によっては、

いまのところ破産手続開始申立てが行われていない。

破産手続開始申立ては、悪質ファンド等の資産流出を防ぐのに一定の効果があるものであり、上記の情報収集の充実と合わせれば、投資家保護により資することが予測されることから、積極的に運用を行うべきである。

1 5 詐欺的投資勧誘に対する差止命令申立て（施策番号 6 2）

2010年4月以降、5社（その役員を含む。）に対する裁判所に対する差止命令申立てが行われ、全件について、禁止及び停止命令が発令されている。

金融商品取引法第192条第1項の申立て、及び同法第187条に基づく調査については、一定の活用がなされていると考えられるが、被害実態からすれば、極めて少ないことは明らかであり、消費者庁、警察庁などの同種情報を有する関係諸機関とさらに連携を緊密にし、情報を早期に収集して、対象を積極的に調査し、差止命令の申立てを行うよう努めるべきである。

1 6 詐欺的投資勧誘事犯に対する摘発等の強化（施策番号なし）

詐欺的投資勧誘事犯は相変わらず高い水準で発生しており、これに対しては、厳正な対処が必要である。よって、警察庁、法務省等関係省庁の連携を今まで以上に強化し、摘発等の強化に努めるべきである。

1 7 不正利用口座に関する情報提供（施策番号 6 4）

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺救済法）に定める口座凍結は一定の効果が生じている。さらに被害者の被害回復に資するようにするため、例えば、口座の残金等、代理人弁護士から口座情報について問い合わせがあれば、回答する運用にするなど、代理人弁護士等が制度を利用しやすくなるよう金融機関等に行政指導等を行うべきである。

1 8 商業・法人登記制度の悪用防止（施策番号なし）

ここ数年、株式会社の法人格及び商業・法人登記の制度並びに信用力を悪用した業者による被害（例えば未公開株商法、社債商法等）が増加しているのであるから、商業登記規則第61条を改正し、取締役会設置会社における取締役、監査役、執行役及び会計参与（以下併せて「取締役等」という。）についても、設立又は就任時の登記の申請書には、当該取締役等が就任の承諾をした事実を証する書面（承諾書等でその名称等は問わない。以下同じ。）の印鑑につき、市町村長

の作成した証明書の添付を義務付ける等の対策を講じるべきである。

また、昨今、本店所在地に営業実態がないにもかかわらず、あたかも都心の一等地に会社があるかのように装う例があるが、本店としての機能（書面備置義務等）を有さない場所を本店とすることについて一定の制限をすべきである。加えて、代表取締役の住所地に訴状等を送達する場合にマンション名や部屋番号が分からないことから送達に困難を来している例もあるため、マンション名、部屋番号を覚知できるようにすべきである。

【参照】

・商業・法人登記制度に関する意見書（2012年4月13日）

19 適格機関投資家等特例業務の適切な規制整備（施策番号なし）

適格機関投資家等特例業務について、金融庁は、問題があると認められた業者リストを公表しているが、同リストに挙げられた業者数は異常に多く、悪質な適格機関投資家等特例業者が、金融庁への届出があることをもって消費者を信用させ、詐欺的投資被害を多発させている現状に鑑みると、悪用防止へ向けた適切な規制整備をすべきである。

20 金融ADR（施策番号115）

単に広報のみに止まらず、裁判外紛争解決機関として、金融機関に対する監督指針等に基づき、中立・公正な紛争解決を図るとともに、苦情・紛争の分析結果を、金融機関の監督や再発防止策に結びつけるような制度設計をすべきである。

21 金融サービス利用者相談室（施策番号118）

金融庁にとって、重要な情報収集窓口であるので、さらにこれを広報し、情報収集に努めるべきであり、収集した情報の具体的社名などの公表等も被害防止の観点から検討されるべきである。そこでこの相談情報を踏まえて、さらに下記のような施策を検討すべきである。

（検討すべき施策）

- (1) 複雑な仕組債等被害が、多数発生していることから、デリバティブ性のある金融商品については、その商品性についても、規制を及ぼすべきであり、その販売・勧誘についても、厳重な規制を及ぼすべきである。
- (2) 保険商品については、乗合代理店に対する法規制が十分ではないことからこれについても、その実態に即した法規制を及ぼすべきである。
- (3) 保険商品については、その給付内容が、社会通念上、保証内容に含まれてい

と思われるものが含まれていないケースがあるなど，その商品性に問題があるものがあり，これについても適切な規制が行われるべきである。

2.2 インターネットによる旅行契約（施策番号59）

- (1) 安全を疎かにしてコストを削減し安値のツアーを設定する事業者についての指導を徹底すべきである。
- (2) 消費者に情報を確実に伝えようとする意識が低いと考えられる。実施済みとされる施策（ホームページによる情報提供）についてみても，観光庁ホームページにおいて，消費者啓発記事やネガティブリストにたどり着きにくい（なお，国土交通省のホームページはトップページに行政処分歴検索サイトのバナーがあり，わかりやすい。）。
- (3) 国土交通省のネガティブリストの旅行業者ページに，観光庁ネガティブリストへのリンクを貼るべきである。なお，観光庁発足前の行政処分は国土交通省のネガティブリストに載っており，それ以降のものは観光庁ネガティブリストに掲載されているため，双方にアクセスしなければならない。消費者が情報に容易にアクセスできるようにするためには，旅行業者のホームページにもネガティブリストへリンクさせるべきである。

2.3 生活経済事犯の被害情報の広報・啓発（施策番号101）

国民に対する広報啓発活動は，生活経済事犯による被害発生を未然に防止するために重要な役割を果たしており，従前から行われてきたリーフレット作成，ウェブサイトへの情報掲載，ラジオ，インターネット及びテレビによる各種広報啓発活動は今後も積極的に実施されたい。特に，昨今では，インターネットを利用した生活経済事犯の発生が増加している現状に鑑み，インターネット上の様々なルート（ホームページ，動画配信，ブログ，メールマガジン，フェイスブック等）を通じた広報啓発活動を積極的に推進されたい。

また，これまでに行ってきた活動内容やその効果について検証し，より効果的な広報啓発活動を推進すべきである。

2.4 インターネットの子ども・教育関係者向け啓発（施策番号102）

インターネットの子ども・教育関係者向け啓発に関する施策を速やかに実施すべきである。

現在，インターネットに関する知識・認識は，保護者，教職員の方が子どもに追い付いていない状況にあり，早急に保護者・教育者への啓発を普及させること

が望ましい。

2.5 インターネット利用取引における安全・安心の確保（施策番号153）

- (1) 施策の具体的取組について目標を定めて、その達成を検証できるようにすべきである。
- (2) この分野は、技術的進歩が顕著でスピードも速く、消費者問題も日々新しい問題が生じて来ていることからして、2011年の『インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向けた取組について』取りまとめ」で実施済みとするのではなく、引き続きインターネットの安全な利用に向けた取組を継続する必要がある。

2.6 インターネットオークション（施策番号156）

インターネットオークション詐欺については減少傾向のようであるが、それでもなお後を絶たない状況であり、現に行われている個々の犯罪についての被害を最小限にとどめるべく、ネットオークション事業者とより一層の連携を図り、いち早く情報を察知して、時機を失せず、注意喚起を促す体制を整えるべきである。

インターネットを利用したダフ屋についても刑事罰による規制が必要であり、迷惑防止条例等での積極的な検挙、それが困難であれば、新たな立法による規制も検討されたい。

2.7 フィッシング詐欺（施策番号157）

(1) について

国外からのフィッシング詐欺に対しても十分に取締りができるような体制を整えるべきである。

(2) について

「フィッシング対策協議会」等関係機関と連携するとされているが、企業との連携は十分に図れているか疑問がある。例えば、同協議会の消費者向けフィッシング詐欺対策ガイドライン（2012年12月）では、電子メール中のリンクはクリックしないよう指導がなされているが、實際上、ほとんどの企業が電子メール中にリンクを貼っており、ガイドラインの実効性にはやや疑問がある。

2.8 青少年の安全・安心なインターネット利用のために（施策番号158，159）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律は、フィルタリングソフトウェアの活用等により、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくすることを謳っているところ、携帯電話インターネット接続役務提供事業者によるフィルタリングサービスの提供は普及している。

しかし、子どもは、携帯ゲーム機、音楽プレイヤーやスマートフォンのWi-Fi機能を利用して、前記接続役務提供事業者のフィルタリングサービスを介さずにインターネットに接続するようになっている。そこで、かかるWi-Fiによる子どものインターネット接続についてもフィルタリングの網を掛ける施策が必要である。

公開されているICTメディアリテラシー育成プログラムの内容は、評価できる。インターネットにおける子どもの被害態様が絶えず変化し続けていることから、今後も新たな被害態様に対応すべく、プログラムの内容をアップデートされたい。

2.9 越境取引被害（施策番号153-2, 171の）

- (1) 「消費者庁越境消費者センターの開設」は実施済みではあるが、これを恒常的な制度にする必要がある。現時点における越境消費者センター（CCJ）は、越境取引に関する消費者相談の国際連携の在り方に関する実証調査の一環として、外部委託により行われているものであるが、その調査結果を踏まえ、恒常的な制度にすべきである。
- (2) 越境取引に関する消費者トラブルに対応するADRの創設に向けた調査検討を行うべきである。
- (3) 越境取引及びその紛争解決におけるルールの国際共通化に向けた議論を開始すべきである。

3.0 エステティックサロン（施策番号39）

医療行為を行っているエステティックサロンに対して、法令遵守の指導・取締りを厳正に執行すべきである。

美容医療機関と連携することで、特商法の訪問販売の規制を免れようとするエステティックサロンがあるので、厳正な指導を求める。

3.1 美容医療（施策番号なし）

美容医療機関が不当な表示を行っている場合が多いので、厚生労働省と協議し

て、不利益事実（リスク）を告知すること及び、インターネット上のホームページのガイドラインにとどめず、明確な医療機関の義務を設定するよう調整することを求める。

3.2 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）（施策番号1） （ について）

入力段階では、相談者と向き合いながら聴き取りをする相談業務の流れを害さないようなスムーズな入力作業ができる入力システムとすることが重要である。

複雑なキーワードの付与の事務処理負担を軽減することも望ましいが、キーワード付与をなくした場合、問題事案の発見や法執行のための調査分析において手口の共通性や問題点の検索機能が低下することが危惧される。そこで、検索機能を確保するためのシステム上の措置と入力研修の強化を併せて進めることが必要である。

3.3 審議会委員の選任（施策番号108）

消費者問題は広範囲であり、消費者関連法は多数の省庁が所管している。そこで、各省庁の各種審議会の委員に生活者・消費者を代表する委員を選任して意見を述べる機会を確保し、政策に反映させることが重要になる。その意味で、この具体的施策は着実に推進しなければならない。

そのためには、全審議会をリストアップし、その委員構成の現状を明確にした上で、そのうち消費者問題に関連する審議会における消費者委員の有無や人数、全委員に占める割合等をリスト化して公表すべきである。

次に、そこで明らかになった現状の問題点を踏まえ、省庁ごとに具体的な推進計画を消費者基本計画の具体的施策の細目として添付する方法を採るべきである。

3.4 消費者ホットライン・相談窓口の周知（施策番号123）

消費生活センターや相談窓口の周知はいまだ不十分である。窓口の存在だけでなく、消費生活センターや相談窓口の機能・役割についても周知する必要がある。